

宮剣連第 284 号
令和 8 年 1 月 26 日

各市区郡剣道連盟 会長 殿
各加盟団体 会長 殿

一般財団法人宮城県剣道連盟
会長 井上 雅勝
(公印省略)

審査会実施について

年間計画による審査会が、別紙要項により実施されます。
各連盟におかれましては会員の皆様に周知せられ、取りまとめのうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 申込方法 市区郡剣道連盟事務局は、申請書類を一括して県剣連に送付願います。審査料については受審者が以下の口座に振り込みをお願いいたします。
- 2 振込口座【ゆうちょ銀行】

【店名】八一八（読み ハチイチハチ）【店番】818 【預金種目】普通預金
【口座番号】3789728 【口座名】ザイ）ミヤギケンケンドウレンメイ
※ 振込は受審者名で、振込手数料はご負担お願いいたします。

- 3 申込締切 令和 8 年 3 月 2 日（月）必着
- 4 申込先 〒982-0845 仙台市太白区門前町 2-1
(一財)宮城県剣道連盟 事務局
電話 022-746-8461 FAX 022-746-8462
- 5 審査料 錬士 10,700 円(手数料 3,000 円込み)
教士 14,000 円()
- 6 その他 市郡剣道連盟会長印を忘れずに押印ください。

※全日本剣道連盟では登録料を約 18%の値上げを検討中で 3 月に決定し令和 8 年 4 月 1 日から施行予定となっております。それを受けて、宮城県剣道連盟でも称号、段級位審査規則の改定を検討しております。同様程度の値上げを予定しておりますことをご承知の上、お申し込みください。

以上

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容	
① 課題	平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。 *参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
② 字数	400字以上800字以内。
③ 用紙	400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。 <u>必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。</u> 2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
④ 提出	封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 **各市区郡剣道連盟、加盟団体が決めた日**

5. 申込先 各市区郡剣道連盟・加盟団体事務局

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和8年5月6日(水・休)

8. 審査料

受審者は、推薦と同時に全剣連審査料(含む消費税)1名につき、10,700円を受審者各自で以下の口座に振り込むこと。振込手数料は受審者にてご負担願います。

ゆうちょ銀行

【店名】 八一八(読み ハチイチハチ) 【店番】 818

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 3789728

【口座名】 ザイ)ミヤギケンケンドウレンメイ

※全日本剣道連盟では登録料を約18%の値上げを検討中で3月に決定し令和8年4月1日から施行予定となっております。それを受けて、宮城県剣道連盟でも称号、段級位審査規則の改定を検討しております。同様程度の値上げを予定しておりますことをご承知の上、お申し込みください。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 **各市区郡剣道連盟、加盟団体が決めた日**

5. 申込先 各市郡区剣道連盟・加盟団体事務局

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」

*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）

- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月6日（水・休）

8. 審査料

受審者は、推薦と同時に全剣連審査料（含む消費税）1名につき、14,000円を下記口座に振込むこと。振込手数料は受審者にてご負担願います。

ゆうちょ銀行

【店名】 八一八（読み ハチイチハチ） 【店番】 818

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 3789728

【口座名】 ザイ) ミヤギケンケンドウレンメイ

※全日本剣道連盟では登録料を約18%の値上げを検討中で3月に決定し令和8年4月1日から施行予定となっております。それを受けて、宮城県剣道連盟でも称号、段級位審査規則の改定を検討しております。同様程度の値上げを予定しておりますことをご承知の上、お申し込みください。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。